

節電情報 (ご確認ください)

計画停電のグループ分けが

変わりました

計画停電については「原則不実施」を継続できるよう追加供給力の確保などに努めるとのことですが、吉岡町も6月20日運用分から「第一グループ内のB(1-B)」に区分され、停電が行なわれる場合のスケジュールが発表されました。
万が一実施される場合、2時

間程度前に判明しますので、防災行政無線その他様々な方法で周知させていただきます。
▼問合せ先 東京電力カスタマーセンター ☎ 0120・99・5222
町民生活課生活環境室 ☎ 54・3111 (内線144)

7月分 計画停電予定カレンダー (吉岡町は「1-B」グループ)

日	月	火	水	木	金	土																					
26	1	27	5	28	4	29	3	30	2	1	31	1	2	5													
3	4	3	5	2	4	6	1	7	5	8	4	9	3	10	2	11	1	12	5	13	4	14	3	15	2	16	1
17	5	18	4	19	3	20	2	21	1	22	5	23	4	24	3	25	2	26	1	27	5	28	4	29	3	30	2
31	1	8/1	5	2	4	3	3	4	2	5	1	6	5														

- ① 9:30~12:10 ② 11:30~14:10 ③ 13:30~16:10
- ④ 15:30~18:10 ⑤ 17:30~20:00

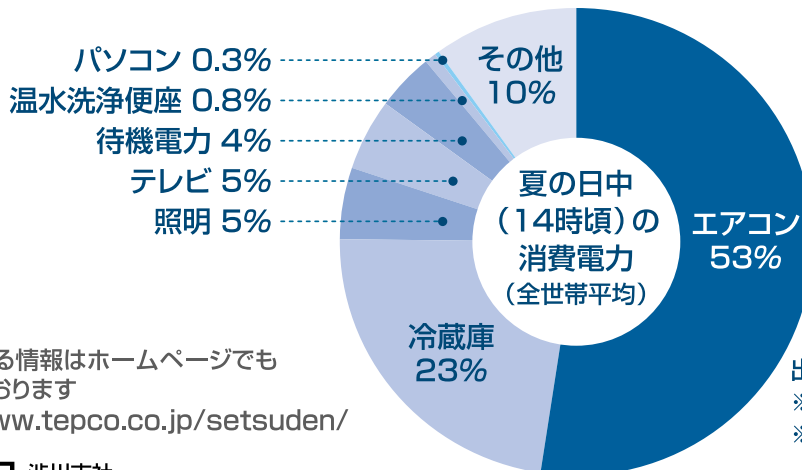
※万が一計画停電を実施する場合の予定表です。実施される場合は、上記時間帯の内、2時間程度です。

ご家庭での節電のお願い

～夏(7月～9月)の平日9時～20時の使用電力15%削減に向けて～

皆さまには、ご不便とご迷惑をおかけいたしますが、節電へのご協力をお願いいたします。

夏の電力需要のピークは暑さの厳しい昼間の時間帯。
ピーク時間の電力消費の内訳は、エアコンが約1/2を占めています。
エアコンの使い方が夏の節電の大きなポイントとなります。



節電に関する情報はホームページでもご紹介しております
<http://www.tepco.co.jp/setsuden/>

東京電力 渋川支社

出典:資源エネルギー庁推計
※数値は最大需要発生日を想定
※端数処理の関係で合計は100になりません。



計画停電に備えてください

計画停電による

”万一“の断水について

計画停電が実施された場合、その影響で断水やにごり水が発生する恐れがあります。断水やにごり水に備え、事前の水のくみ置きをお願いします。また、節水のご協力を併せてお願いします。

※マンション・アパートなど集

合住宅で計画停電復旧後も水道が出ない場合は、建物内の揚水ポンプや受水槽などが復旧してないなどのトラブルが考えられますので管理人または管理会社にお問合せください。

▼問合せ先 上下水道課上水道室 ☎54・3111(内線501)

下水道排水設備工事指定店へのお願い

下水道排水設備工事責任技術者

「下水道排水設備工事責任技術者」資格の平成20年度制度改正により、資格の有効期限が五年と定められ、平成19年度以前に資格を取得した責任技術者は、改正に伴う経過措置として、講習の受講が必要となりました。講習を受けないと資格は失効します。町内の指定工事店におかれましては、自社の責任技術者の資格更新状況をご確認ください。

なお、日本下水道協会群馬県支部は群馬県下水道協会に変わ

ります。

▼対象者 免状番号4351、5850番および前年度対象者で未受講の人(対象者には自宅へ書類が郵送)

▼申込期間 7月1日(金)～7月29日(金)

▼受講日 8月26日(金)または9月30日(金)のいずれか

免状番号4350以前で未受講の人は、お問合せください。

▼問合せ先 上下水道課下水道室 ☎54・3111(内線506)

8月2日～8月12日申込み受付

吉岡町職員採用試験

町では、一般行政職員(平成24年4月1日採用)を募集します。

▼採用予定人員 若干名

▼受験資格

①昭和61年4月2日～平成6年4月1日生まれで日本国籍を有する人

②地方公務員法第16条に規定に該当する人は受験できません。

▼試験日・場所

【第1次試験】9月18日(日)

吉岡町文化センター

【第2次試験】10月中下旬

吉岡町役場

▼試験内容

【第1次試験】社会人文および一般知識など高等学校卒業程度の5肢択一試験

【第2次試験】適性試験、小論文試験、面接試験

▼申込み方法 申込書(※7月14日から総務政策課窓口で配布)に必要事項を記入し、総務政策課に提出してください。

▼申込受付 8月2日(火)～

8月12日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

※郵送の場合は、簡易書留で8月2日から8月12日までの消印があるもの

▼問合せ先 総務政策課庶務行政室 ☎54・3111(内線1

